

第6 発電設備

1 燃料電池発電設備に関する事項（第8条の3関係）

- (1) 燃料電池発電設備については、発電に必要な水素を作る改質器部分にバーナーを有することから、条例第3条及び第12条（内燃機関を原動力とする発電設備）に係る規定のうち、燃料電池発電設備に必要な事項として下記の規定を準用する。
 - ア 建築物等及び可燃性の物品からの離隔距離（第3条第1項第1号）
 - イ 燃焼に必要な空気及び換気に関する事項（同項第5号）
 - ウ 排気筒の構造に関する事項（第12条第1項第3号）
- (2) 燃料電池発電設備の特性上必要となる安全装置等については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平9.3.27 通商産業則第51号）第30条の燃料電池設備の材料、第34条の非常停止装置及び電気設備に関する技術基準を定める省令（平9.3.27 通商産業則第52号）第44条の発電設備等の損傷による供給支障の防止に係る規定によるものであること。
- (3) 出力10kW未満の固体高分子燃料電池発電設備については、上記の安全装置等のほか、改質器の温度又は換気装置が異常となった場合にも非常停止装置を作動させることで火災発生の危険性が低いこと、小規模なものは内在する可燃物が少量で火災が発生した場合の影響が小さいことから、屋外において建築物から3m以上の距離を保有することを要しない。また、設置の届出を要しないものであること。

2 内燃機関を原動力とする発電設備に関する事項（第12条関係）

気体燃料を使用する出力10kW未満の内燃機関を原動力とする発電設備については、当該設備が鋼板製の外箱に収納され、外箱の断熱材又は防音材に難燃性のものを使用し、内部の温度が過度に上昇しないように有効な換気を行うことができる換気口を設けるほか、発電用火力設備に関する技術基準を定める則第27条の非常停止装置に係る規定の例による場合には、火災発生の危険性が低く、また、小規模なものは内在する可燃物が少量であり火災が発生した場合の影響が小さいことから、屋外において建築物から3m以上の距離を保有することを要しない。また、設置の届出を要しないものであること。

3 その他

ガスエンジン式及びガスタービン式常用発電設備並びにガスコージェネレーションシステムに係る発電部分（発電出力10kW未満のものに限る。）に係る事項について（平15.7.7 消防安第114号，改正 平17.3.22 消防安第55号）

(1) 外箱の板厚について

外箱の材料は鋼製とし、その板厚は、1.6mm以上であること。

- (2) 次のアからカまでの要件に適合すること。
- ア 発電出力について
発電出力10 k W以上300 k W未満のものであること。
 - イ 外箱の断熱・防音に用いる材料について
外箱の断熱・防音に用いる材料は、電気用品の技術上の基準を定める則（昭和37年通商産業則第85号）別表第8，1（2）ヒに規定する難燃性を有するものであること。
 - ウ 燃料が漏れた場合の安全対策について
燃料が漏れた場合、これを検知し自動的に燃焼部への燃料の供給を遮断する措置が講じられていること。ただし、漏れた燃料が速やかに外箱の外部に排出され、かつ、原動機室内へ漏れない構造となっているものを除く。
 - エ 異常時の安全対策について
使用に際し、故障等により異常となった場合に、安全を確保するために、次のいずれかに掲げる安全装置が設けられていること。
なお、安全装置とは、自動的に燃焼部への燃料の供給を遮断し、かつ、当該燃料の供給を自動的に再開しないものをいう。
 - (ア) 外箱の温度が過度に上昇した場合において、自動的に燃焼部への燃料の供給を遮断する装置
 - (イ) 冷却液、潤滑油の温度が過度に上昇する等の異常が生じた場合において、自動的に燃焼部への燃料の供給を遮断する装置
 - オ 電装基板の安全対策について
当該設備の電装基板は、使用される条件において変形等の異常が生じないものであること。
 - カ 換気口の構造について
 - (ア) 換気口は、外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであること。
 - (イ) 換気口には、雨水等の侵入防止措置が講じられていること。
- (3) 次のアからエまでの要件に適合すること。
- ア 火災を封じ込めることができること。
 - イ 耐食性を有する又は担保できること。
 - ウ 十分な強度を有すること。
 - エ 外部からの衝撃に耐えられる又は衝撃を受けないような措置がされていること。